

令和5年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 五本木小学校内学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針を踏まえて年間事業計画を作成している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	「遊び等の活動拠点」と「生活の場」としての機能を備え、安心安全にすごせるようにしている。また、子ども理解に努め、保護者、学校や地域団体と協力した育成支援の内容を考えるよう努力している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○保護者や子どもたちが、安心して過ごせる環境を整えるよう努め、子どもの主体的な遊びや生活が可能となるよう育成支援している。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○連絡帳、保護者会、個人面談を実施し、保護者と連携している。小学校とは学級担任との懇談会を実施している。また、必要に応じて個別ケースの情報共有もしている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○職員の言動が子どもたちに与える影響を念頭におき、日々の保育に努めている。そして、職員は放課後児童支援員研修積極的に受講し、また補助員へも職員ミーティング等で話し、役割を理解している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子どもの人権や尊厳を守ることが責務であることを認識し、一人ひとりと信頼関係が築いていけるような関わりや言葉がけを心掛けている。これによる支援内容については適切な説明ができるよう努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○日々のミーティング等で子どもたちの育成支援にあたり、実際に起きた出来事を職員間で情報共有し、日々、内容向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	電話や児童の送迎時の保護者との関わりの中で、保護者からの要望やご意見を聞き、心配ごとがないよう迅速な回答に努めている。また、「苦情対応マニュアル」を整備し、対応する仕組みが整っている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○職員の資質の向上の為、日々の打ち合わせをし、保育の振り返りを職員間で行っている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。なお、第三者評価については、今後実施予定である。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達段階や学年に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、子どもたちの意見を運営やルールに反映し、安心して過ごすことのできる環境を整えている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○児童館・学童保育クラブ運営指針に基づき、子どもたち一人ひとりが豊かな集団生活を送れるように年間計画を立案し、状況に合った事業を工夫して運営実施している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○子どもが安心して自発的に通えるように、保護者との情報共有の徹底、子どもが主体的に物事に取り組める環境づくり、職員の研修・OJTの実施、アレルギーや災害時対応のマニュアル化とその徹底を実施している。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○障害のある子どもが地域で生活する子どもの一人として、共に成長できるように職員配置や環境整備を行い、受け入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○日々の記録、月別報告書、巡回指導等で検証、検討しながら、また、保護者と連携しながら育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○日常的に子どもの心身の状態に留意し、保護者に合う時の気づきも大切にす等のアンテナを張り、気になる言動があったときには個別に記録すると職員間で共有している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○子どもの家庭環境に配慮し、特別な支援が必要な状況を把握した場合には、関係機関と連携し、継続的に育成支援ができる体制が整っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○プライバシーの保護や秘密保持については、法人のマニュアルに従い、徹底して行っている。知り得たいかなる情報についても必要最小限の職員のみ共有するようにしている。
	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席率、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○お迎え時や、電話・連絡帳等を活用して、児童の出席を確認している。子どもの様子はお迎えの際に保護者に伝えている。

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	お迎えや個人面談等での対応を丁寧に行い、些細なことでも話しやすい環境を作り、保護者との信頼関係を築いている。保護者の考えを尊重し、共に育成交渉をしていく関係が築けるよう心掛けている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会やお迎えに来た時など、少しの間でも保護者とコミュニケーションをとり保護者との信頼関係を築き、協力関係の構築に努めている。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間を通した育成支援の計画表を作成し、お便りや入所時の説明において、保護者と共通の理解を得られるようにし、お便り、個人面談、保護者会等すべての家庭に情報を発信している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	子どもたちを取り巻く環境や個別課題について指導員間で情報共有を行い、それを踏まえた育成支援の指導を行えるよう努めている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	日頃から副校長先生との情報交換を行い、担任の先生との懇談会を実施し連携している。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱っている。
14	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	今年度開設のため現在は行っていないが、今後はスムーズな受け入れのため連携を図る。	
15	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	定期的に近隣住区センター児童館を利用している。また、年2回近隣の学童クラブと合同で交流会を行っている。	
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	タイムシェア教室利用の留意事項を理解し、学校の行事や会議がある場合には事前に育成室の場所を確保し、育成支援の環境に配慮している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント	
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	目黒区や法人の各種マニュアル・方針に則った感染症対策、発生時の対応を実施している。必要な医薬品については、定期的に点検を行っている。おやつはマニュアルに沿って、提供をしている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	目黒区及び法人のマニュアルにて対応方針が定められており、その方針に従い対応している。具体的には、救命講習を受け、事故やケガの発生時に迅速且つ適切な対応ができるようになっている。
	(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	災害時のマニュアルに則り、月一回避難訓練を行っている。学校の避難訓練にも放課後児童支援員が参加し、防災や防犯に関する訓練を実施し連携が取れている。保護者に向けて、保護者会やお便りを通して災害時の対応の情報提供を図っている。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	入所時に、保護者から帰宅ルートを出していただき、帰宅経路に危険箇所がないか安全確認を行っている。地域組織や関係機関と連携し、通学路点検の現地確認に参加し、情報を共有している。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント		
18 施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	△	タイムシェア方式を採用しているため、専用区画ではない施設も使用している。運営方法は工夫している。	
	(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	子どもたちの遊びや生活を豊かにする為の備品及び消耗品について、定期的に見直し入れ替えをしている。	
19 職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区の配置基準を順守し、職員配置を行っている。	
	(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	定員30名の為、支援の単位1として運営を行っている。	
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。	
	(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。	
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。	
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は、一日保育日8:00～、平日下校後～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。	
22	利用開始等に関する留意事項	○利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。	
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点0項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	労働基準法に基づく就業規則に則り、労働環境を適切に整備している。具体的には、健康診断の定期実施や、労災保険を含む各種社会保険に加入し、安心して働ける環境づくりが行われている。	

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。